

資料提供

令和8年8月24日
課 名 建設産業課
担当者名 田中
電 話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外報告書

措 置 要 件	業務に関する法令違反	
措 置 対 象 者	商号・名称	株式会社竹中土木
	代表者氏名	竹中 祥悟
	住所・所在地	東京都江東区新砂1-1-1
	建設業許可番号等	国土交通大臣第3750号
指名除外期間		令和8年8月24日から令和8年9月23日まで（1カ月間）
【事実の概要】 株式会社竹中土木が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」にて令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けた。		
【措置理由】 上記のとおり		
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第13号		